

平成十八年経済産業省・環境省令第三号

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第六条第一項第一号及び第二項並びに別表第七から別表第十二までの規定に基づき、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）を実施するため、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令を次のように定める。

（用語）

この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等）

第二条 令第七条第一項第一号イの合算は、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るもの）を除く。）を合算する方法により行うものとする。

一 令第七条第一項第一号イ（1）の環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、同号イ（1）に定めるところにより算定される量

二 令第七条第一項第一号イ（2）に定めるところにより得られる量

三 令第七条第一項第一号イ（3）の環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、同号イ（3）に定めるところにより算定される量

4 令第五条第一号に掲げる者が電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合における令第七条第一項第一号イの合算は、前項に規定する方法により行うほか、同項第一号に掲げる量を合算する方法により行うものとする。

5 令第七条第一項第一号イ（1）の環境省令・経済産業省令で定める単位及び当該燃料の一当該単位に掲げる燃料とし、同号イ（1）の環境省令・経済産業省令で定める単位及び当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める系数は、同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとし、同号ハの当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める系数は、同表の第二欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第五欄に掲げる系数に十二分の四十四を乗じて得た数とする。

（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素の排出量の算定に係る系数等）

第三条 令別表第七の一の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める系数は、○・○○○○○

2 二八とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める系数は、五・七とする。

3 一 原油（コンデンゼート（NGL）を除く。以下この項において同じ。）の生産に付随して発生するガスの焼却を行つてない場合 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における通気弁から排出されるトンで表した二酸化炭素の量 ○・○○○○一二

ロ イに掲げるもののほか、原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量 ○・○○○○二七

4 二 原油の生産に付随して発生するガスの焼却を行つてている場合 前号イ及びロに定める数を合算して得た数に○・〇六七を合算して得た数

5 一 天然ガスの生産に付隨して発生するガスの焼却を行つてない場合 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量 ○・○○○○○○○九五

ロ 天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い処理に係る施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量 ○・○○○○○○○二七

6 二 天然ガスの生産に付隨して発生するガスの焼却を行つている場合 前号イ及びロに定める数を合算して得た数に、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ当該イからハまでに定める数を合算して得た数

イ 天然ガスの採取に付隨して発生するガスの焼却のみを行つてている場合 ○・○○○○○

一八 天然ガスの処理に付隨して発生するガスの焼却のみを行つていている場合 ○・○○○○○

二一 令第七条第一項第一号イ（3）の環境省令・経済産業省令で定める熱は、次の各号に掲げる熱として環境大臣及び経済産業大臣が公表する系数が供給した電気を使用している場合にあっては、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとに特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す系数を示す系数

二 前号の規定により定められた系数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前号の系数に相当する系数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるもの

三 前二号の規定により定められた系数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合は、前二号に掲げる系数に代替するものとして環境大臣及び絏済産業大臣は前項第一号の系数を公表するに当たっては、当該系数及びこれを求めるために必要となつた情報を収集し、その内容を確認するものとする。

6 令第七条第一項第一号イ（3）の環境省令・経済産業省令で定める熱は、次の各号に掲げる熱として、同号イ（3）の環境省令・経済産業省令で定める系数は、次の各号に定めるとおりとする。

- ハ 天然ガスの採取及び処理に付随して発生するガスの焼却を行つてゐる場合 ○・○○○○○
- 三九
- 4 令別表第七の一の項の下欄のハ（3）の環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○○○○
- 四八とする。
- 5 令別表第七の二の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・五〇二とする。
- 6 令別表第七の二の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める鉱物は、次の各号に掲げる鉱物とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる鉱物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 石灰石 ○・四二八
- 二 ドロマイト ○・四四九
- 7 令別表第七の二の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める鉱物は、次の各号に掲げる鉱物とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる鉱物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 石灰石 ○・四四〇
- 二 ドロマイト ○・四七一
- 8 令別表第七の二の項の下欄の二（2）の環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・四一五とすると。
- 9 令別表第七の三の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める原料は、別表第二の第二欄に掲げる原料とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる原料の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとする。
- 10 令別表第七の三の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、二・三とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、一・一（生石灰の製造を行い、製造された生石灰を炭化カルシウムの原料として使用した場合にあっては、これに○・七六を合算して得た数）とし、同欄の二の環境省令・経済産業省令で定める係数は、三・四とする。
- 11 令別表第七の四の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇〇五〇とする。
- 12 令別表第七の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、第十四項各号に掲げる廃棄物とする。
- 13 各号に掲げる製品の製造の用途は、次の各号に掲げる製品の製造の用途とする。
- 一 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
- 二 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するための使用する用途
- 三 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するための使用する用途
- 14 令別表第七の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。） 二・九二
- 二 合成繊維 二・二九
- 三 廃ゴムタイヤ 一・七二
- 四 前二号に掲げる廃プラスチック類以外の廃プラスチック類（産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）であるものに限る。） 二・五五
- 五 廃プラスチック類（前三号に掲げるものを除く。） 二・七七
- 六 ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。） 一・五七
- 七 ごみ固形燃料（前号に掲げるもの及び植物性の物又は動物性の物のみを原材料とするものを除く。） ○・七七五

- 15 令別表第七の六の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料は、別表第三の第一欄に掲げる廃棄物燃料とし、同項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる廃棄物燃料の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとする。
- （特定排出者の事業活動に伴うメタンの排出量の算定に係る係数等）
- 第四条 令別表第八の一の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める施設等は、別表第四の第二欄に掲げる施設等（施設及び機械器具をいう。以下同じ。）とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める燃料は、同表の第二欄に掲げる施設等ごとに同表の第三欄に掲げる燃料とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める単位及び当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第五の第二欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める燃料は、同表の第四欄に掲げる燃料の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
- 1 令別表第八の一の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める電気炉は、製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇〇〇〇〇〇〇二〇とする。
- 2 令別表第八の一の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める電気炉は、製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇〇〇〇〇〇〇二〇とする。
- 3 令別表第八の二の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘は、次の各号に掲げる石炭の採掘とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる石炭の採掘の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 石炭坑での採掘 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数
- イ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表したメタンの量 ○・〇・〇一四
- ロ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘後の工程において排出されるトンで表したメタンの量 ○・〇・〇一六
- 4 令別表第八の二の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇〇〇〇四三とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・二七とする。
- 5 令別表第八の二の項の下欄の二（1）の環境省令・経済産業省令で定める原油は、コンデンセート（NGL）以外の原油とし、同欄の二（1）の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 原油（コンデンセート（NGL）を除く。以下この項において同じ。）の生産に付随して発生するガスの焼却を行つてない場合 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数
- イ 原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における通気弁から排出されるトンで表したメタンの量 ○・〇・〇一四
- ロ イに掲げるもののほか、原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における施設から排出されるトンで表したメタンの量 ○・〇・〇一五
- 6 令別表第八の二の項の下欄の二（2）の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に合算して得た数に○・〇・〇一四を合算して得た数
- 7 令別表第八の二の項の下欄の二（2）の環境省令・絏済産業省令で定める係数は、前号イ及びロに定める数を合算して得た数
- 8 令別表第八の二の項の下欄の二（2）の環境省令・絏済産業省令で定める係数は、次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数	二 乳牛 ○・一一 肉牛 ○・○六六
イ 天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における施設から排出されるトンで表したメタンの量 ○・○〇〇〇〇二八	三 馬 ○・〇一八
ロ 天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い処理に係る施設から排出されるトンで表したメタンの量 ○・〇〇〇〇〇〇八八	四 めん羊 ○・〇〇〇四一
二 天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 前号イ及びロに定める数を合算して得た数に、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ当該イからハまでに定める数を合算して得た数	五 山羊 ○・〇〇〇四一
イ 天然ガスの採取に付随して発生するガスの焼却のみを行っている場合 ○・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	六 豚 ○・〇〇一
ロ 天然ガスの処理に付随して発生するガスの焼却のみを行っている場合 ○・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	七 水牛 ○・〇五五
ハ 天然ガスの採取及び処理に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 ○・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	八 令別表第八の二の項の下欄のホの環境省令・経済産業省令で定める原油は、次の各号に掲げる原油とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる原油の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
○〇〇二四 令別表第八の二の項の下欄の二（3）の環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇六四	九 令別表第八の二の項の下欄のホの環境省令・経済産業省令で定める原油は、次の各号に掲げる原油として得た数
○・〇〇〇二五 令別表第八の二の項の下欄のホの環境省令・経済産業省令で定める原油は、次の各号に掲げる原油とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる原油の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。	一〇 令別表第八の二の項の下欄のホの環境省令・経済産業省令で定める原油は、次の各号に掲げる原油として得た数
イ コンデンセート（NGL）次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数	一一 令別表第八の二の項の下欄のホの環境省令・経済産業省令で定める原油は、次の各号に掲げる原油とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる原油の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
ロ イに掲げるもののほか、コンデンセート（NGL）の一キロリットル当たりの精製に伴い精製されるコントラクト（NGL）の貯蔵に係る施設から排出されるトンで表したメタンの量 ○・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二五	一二 令別表第八の二の項の下欄のホの環境省令・経済産業省令で定める原油は、次の各号に掲げる原油とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる原油の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
二 原油（前号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）次のイ及びロに掲げる量として得た数を合算して得た数	一三 令別表第八の二の項の下欄のホの環境省令・経済産業省令で定める原油は、次の各号に掲げる原油の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
ロ イに掲げるもののほか、原油の一キロリットル当たりの精製に伴い精製される原油の貯蔵に係る施設から排出されるトンで表したメタンの量 ○・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二七	一四 令別表第八の五の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇〇一三とする。
二 常時湛水田 ○・〇〇〇〇二八	一五 令別表第八の六の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める水田は、次の各号に掲げる水田とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二項の下欄の環境省令・経済産業省令で定めるとおりとする。
二 水牛 ○・〇〇二〇	一六 令別表第八の七の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める植物性の物は、別表第八の第二欄に掲げる植物性の物とし、同項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二項の下欄に掲げる植物性の物の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。
一 間欠灌漑水田 ○・〇〇〇〇一六	一七 令別表第八の八の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、別表第九の第二欄に掲げる廃棄物とする。
二 常時湛水田 ○・〇〇〇〇二八	一八 令別表第八の八の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第九の第二欄に掲げる廃棄物の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。
二 水牛 ○・〇〇二〇	一九 令別表第八の九の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇〇〇〇〇〇四九とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定めるとおりとする。
一 間欠灌漑水田 ○・〇〇〇〇一六	二〇 令別表第八の九の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇〇〇〇〇〇八八とする。
二 水牛 ○・〇〇二〇	二一 令別表第八の九の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇〇〇〇〇〇八八とする。
二 水牛 ○・〇〇二〇	二二 令別表第八の九の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第十の第一欄に掲げるし尿の処理方法の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。
二 水牛 ○・〇〇二〇	二三 令別表第八の九の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第十一の第一欄に掲げる施設とし、同項の下欄の二の環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる施設の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。
二 水牛 ○・〇〇二〇	二四 令別表第八の四の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
二 水牛 ○・〇〇二〇	二五 令別表第八の四の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

24	令別表第八の一〇の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設は、別表第十二の第二欄に掲げる焼却施設とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる焼却施設の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。
25	令別表第八の一〇の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる産業廃棄物とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる産業廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
一	汚泥 ○・○○○○○○○九七
二	廃油 ○・○○○○○○○五六
3	令別表第八の一〇の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第十三の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、同表の第二欄に掲げる施設ごとに同表の第三欄に掲げる廃棄物とし、同項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる施設の区分及び第三欄に掲げる廃棄物の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。
26	令別表第八の一〇の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第十四の第一中「別表第十三」とあるのは、「ボイラー及び別表第十三」とする。
27	令別表第八の一〇の項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第十五の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料は、同表の第二欄に掲げる施設ごとに同表の第三欄に掲げる廃棄物燃料とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる施設の区分及び第三欄に掲げる廃棄物燃料の区分に応じ同表の第四欄及び第五欄に掲げるとおりとする。
28	(特定期別表第八の一〇の項の下欄のイに掲げる量の算定に係る前項の規定の適用については、同項中「別表第十三」とあるのは、「ボイラー及び別表第十三」とする。
2	令別表第九の一の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める施設等は、別表第十五の第一中「別表第十三」とあるのは、「ボイラー及び別表第十三」とする。
3	令別表第九の一の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める施設等は、別表第十五の第一中「別表第十三」とあるのは、「ボイラー及び別表第十三」とする。
4	令別表第九の二の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に定める。
一	天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行つていている場合 ○
二	天然ガスの生産に付隨して発生するガスの焼却を行つている場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ当該イからハまでに定める数を合算して得た数 イ 天然ガスの採取に付隨して発生するガスの焼却のみを行つていている場合 ○
三	○ ○ ○ ○ ○ ○二一
四	○ ○ ○ ○ ○ ○二五
5	ハ 天然ガスの採取及び処理に付隨して発生するガスの焼却を行つている場合 ○・○○○○○
6	二 硝酸 ○・○○三二
7	一 放牧されためん羊 ○・○○○○○九八
8	二 めん羊(前号に掲げるものを除く) ○・○○○○○九四
9	三 山羊又は馬(前号に掲げるものを除く) ○・○○○○○三一
10	四 放牧された水牛 ○・○○一三
11	五 前号に掲げる水牛以外の水牛であつて、固形にしたふん尿の乾燥又はふん尿の貯留によりそのふん尿の管理が行われるもの ○・○○一三
12	六 放牧された水牛以外の水牛であつて、燃焼の用に供し、又は耕地に散布することによりそのふん尿の管理が行われるもの ○
13	七 第五号に掲げる水牛以外の水牛であつて、燃焼の用に供し、又は耕地に散布することによりそのふん尿の管理が行われるもの ○
14	八 令別表第九の五の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○○○一八とする。
15	九 令別表第九の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める農作物は、次の各号に掲げる農作物とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる農作物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
16	十 令別表第九の五の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○○○一八とする。
17	十一 野菜 ○・○○九七
18	一二 水稻 ○・○○四九
19	一三 果樹 ○・○○九七
20	一四 茶樹 ○・○○九七
21	一五 芽類 ○・○○九七
22	一六 飼料作物 ○・○○九七
23	一七 麦 ○・○○九七
24	一八 そば ○・○○九七
25	一九 豆類 ○・○○九七
26	二〇 かんしょ ○・○○九七
27	二一 桑 ○・○○九七
28	二二 たばこ ○・○○九七
29	二三 工芸農作物(第四号及び前二号に掲げるものを除く) ○・○○九七
30	二四 令別表第九の六の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める農作物は、次の各号に掲げる農作物とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる農作物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
31	一 水稻 ○・○○○一三
32	二 小麦 ○・○○○八八
33	三 二条大麦 ○・○○○四二

11 令別表第九の七の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める植物性の物は、別表第八の第二欄に掲げる植物性の物とし、同項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める植物性の物は、同表の第二欄に掲げる植物性の物の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

12 令別表第九の八の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○〇四三とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇〇〇〇〇一六とする。

13 令別表第九の八の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるし尿の処理方法は、別表第十の第二欄に掲げるし尿の処理方法とする。

14 令別表第九の八の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるし尿処理施設は、し尿処理施設で別表第十一の一の項に掲げるし尿処理施設以外のものとする。

15
16 令別表第九の八の項の下欄の二の環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第十の第一欄に掲げるし尿の処理方法の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。
令別表第九の八の項の下欄の二の環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第十一の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄の二の環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄

に掲げる施設の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。
令別表第九の九の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設は、別表第十二の
第二欄に掲げる焼却施設とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表
の第二欄に掲げる焼却施設の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

18 令別表第九の九の項の下欄の口の環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第十六の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄の口の環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、同表の第二欄に掲げる施設ごとに同表の第三欄に掲げる廃棄物とし、同項の下欄の口の環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる施設の区分及び第三欄に掲げる廃棄物の区分に応じ

19 同表の第四欄に掲げるとおりとする。
令別表第九の九の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に心じ当該各号に定めるとおりとする。

一 高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に流動床式焼却施設において通常燃焼により焼却される下水汚泥 ○・○一五一

二 高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に流動床式焼却施設において高温燃焼により焼却される下水汚泥 ○・○一五四

三 高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に多段式焼却施設において焼却される下水汚泥 ○・○○八八二

熱量への換算に用いられた当該燃料の単位当たり発熱量でこの表の第四欄に掲げる係数に相当するものは、同欄に掲げる系数とみなす。

別表第二（第三条関係）

一 廉潤（植物性のもの）

			素油
四	二 廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油（自ら製造したもの）を除く。)	一 廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油（自ら製造したもの）を除く。)	
	三 ごみ 固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。）	三 ごみ 固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。）	
	五 ごみ 固形燃料（三の項に掲げるもの及び植物性の物又は動物性の物のみを原材料とするものを除く。）	五 ごみ 固形燃料（三の項に掲げるもの及び植物性の物又は動物性の物のみを原材料とするものを除く。）	
	トノ	トノ	トル キロリツ 二・六二
五	○・七七	一・五七	

支那の金田一

三 金屬（銅、鉛及び亜鉛を除く。）の精 鍊の用に供する焼結炉		二 焙燒炉	一 ホイスト
		別表第五の三二の項に掲げる燃料 固体燃料（別表第五の一の項から 九の項までに掲げる燃料をいう。 以下同じ。）	別表第五の七の項にノの項に掲 げる燃料 ○・○○○○○○三九
		气体燃料（別表第五の二三の項か ら三一の項までに掲げる燃料をい う。以下同じ。）	○・○○○○○○六三

100

四	無機化学工業品の製造の用に供する焼結炉	固体燃料				○・○○○○一
五	〔か〕燒爐	固体燃料				○・○○○○○六三
六	金属の精錬の用に供する。レット焼成炉	固体燃料、液体燃料又は气体燃料				○・○○○○○一
七	無機化学工業品の製造の用に供する。レット焼成炉	固体燃料				○・○○○○○○六三
	氣本然斗					
	○・○○○○○○六三	○・○○○○一一				

100

九 固体燃料（一の項から八の項までに掲げるもの を除く。）	トン	三十三・一
一〇 コールタール	トン	〇・〇三一
一一 石油アスファルト	キロリットル	〇・〇二五
一二 コンデンセート（NGL）	キロリットル	〇・〇三八
一三 原油（一二の項に掲げるものを除く。）	キロリットル	〇・〇一三
一四 ガソリン	キロリットル	〇・〇三四
一五 ナフサ	キロリットル	〇・〇七九
一六 ジエット燃料油	キロリットル	〇・〇〇〇〇六七
一七 灯油	キロリットル	〇・〇〇〇〇八七
一八 軽油	キロリットル	〇・〇〇〇〇七九
一九 A重油	キロリットル	〇・〇〇〇〇六七
二〇 B・C重油	キロリットル	〇・〇〇〇〇六七
二一 潤滑油	キロリットル	〇・〇〇〇〇六七
二二 液体燃料（一〇の項から二一の項までに掲げる ものを除く。）	キロリットル	〇・〇〇〇〇六七
二三 液化石油ガス（LPG）	トン	〇・〇〇〇〇六七
二四 石油系炭化水素ガス	標準状態に換算した千立方メートル	三十七・九
二五 液化天然ガス（LNG）	標準状態に換算した千立方メートル	三十九・一
二六 天然ガス（二五の項に掲げるものを除く。）	標準状態に換算した千立方メートル	四十・二
二七 ヨークス炉ガス	標準状態に換算した千立方メートル	四十一・九
二八 高炉ガス	標準状態に換算した千立方メートル	四十二・一
二九 転炉ガス	標準状態に換算した千立方メートル	四十三・五
三〇 都市ガス	標準状態に換算した千立方メートル	四十四・九
三一 气体燃料（三〇の項から三〇の項までに掲げる ものを除く。）	標準状態に換算した千立方メートル	四十五・八
三二 木材パルプの製造の際に生ずる廃液	トン	四十六・七
別表第六（第四条及び第五条関係）	ペタジュール	四十七・六
一 液化天然ガス（LNG）	ペタジュール	四十八・九
二 天然ガス（一の項に掲げるものを除く。）	〇・二六	四十九・一

別表第七（第四条及び第五条関係）	ト	五〇・一〇
一 牛尿から分離したぶんの天日乾燥による管理	〇・〇一〇	〇・〇三一
二 尿から分離したぶんの火力乾燥による管理	〇・〇三一	〇・〇三一
三 牛尿から分離したぶんの強制発酵による管理	〇・〇四四	〇・〇三一
四 牛尿から分離したぶんの堆積発酵による管理	〇・〇三四	〇・〇三一
五 牛尿から分離したぶんの堆積発酵による管理	〇・〇三八	〇・〇三一
六 牛尿から分離したぶんの堆積発酵による管理	〇・〇一三	〇・〇三一
七 牛尿から分離したぶんの堆積発酵による管理	〇・〇二五	〇・〇三一
八 大豆	〇・〇一四	〇・〇三一
九 小豆	〇・〇一四	〇・〇三一
一〇 いんげんまめ	〇・〇一三	〇・〇三一
一一 えんどうまめ	〇・〇一四	〇・〇三一
一二 ぱれいしょ	〇・〇一四	〇・〇三一
一三 てんさい	〇・〇一六	〇・〇三一
一四 さとうきび	〇・〇一六	〇・〇三一

四 燃料を燃焼の用に供する産業用の施設（一の項から三の項までに掲げるものを除く。）	ごみ 固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものを除く。）	ごみ 固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。）	ごみ 固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものを除く。）
ト ン	ト ン	ト ン	ト ン
一 二 〇 ・ 〇 〇 〇 〇	一 九 〇 ・ 〇 〇 〇 〇	一 九 〇 ・ 〇 〇 〇 〇	一 二 〇 ・ 〇 〇 〇 〇